

ご請求は
お済みですか？

インフルエンザ予防接種を受けた皆さんへ ～ 請求締切のお知らせ～

インフルエンザ予防接種助成事業の請求締切日は次のとおりです。
期日までに請求されないと助成を受けられませんので、ご注意ください。
なお、令和5年12月から MY HEALTH WEB を利用したオンライン申請ができるようになりましたので、
請求方法①・②をご参照のうえ、いずれかの方法で請求してください。

請求締切日 令和6年2月29日(木) **当組合必着**

インフルエンザ
予防接種助成の
ページはこちら



請求方法① 書面申請の場合

1. 当組合ホームページから請求書をダウンロードして、必要事項を記入してください。
2. 医療機関で発行された領収書の原本を貼付してください。
3. 所属所の共済事務担当課に提出してください。

※上記請求締切日は当組合必着日です。所属所での提出期限については、共済事務担当課にご確認ください。

請求方法② オンライン申請の場合

1. MY HEALTH WEBにログインしてください。
2. 補助金申請のバナーから申請画面に入り、請求対象者ごとに必要事項を入力、領収書の画像をアップロードしてください。



MY HEALTH WEBはこちら



初回利用方法など



ログイン画面

【注意事項】

1. 領収書は接種日・被接種者氏名・自己負担額・予防接種の種類が記載されていることを確認してください。
2. 他の助成制度を利用する場合はそちらを優先し、その助成後の自己負担額が1,000円以上の場合に当組合の助成対象となります。
3. 請求は組合員分と被扶養者分の領収書を取りまとめ、組合員1人につき1回の請求となるようにしてください。
4. 書面申請とオンライン申請の重複利用が確認された場合、後日助成金額を返還いただくこととなりますので、ご注意ください。

令和5年度 歯周病検診未受診者の方へ ～ 歯周病検診事業を利用しましょう～

無料での
受診期限が
迫っています！

令和5年度中に満40歳以上で5歳刻みの年齢に達する組合員の皆さんへ、
昨年5月に歯周病検診を無料で受けられる受診券を配付しています。

歯周病は、進行すると歯を支える骨が溶けて歯を失う原因になり、また
糖尿病等の生活習慣病との関連性も指摘されている病気です。

該当された方は5年に一度となるこの機会にご自身の健康維持のため受診しましょう。

受診期限 令和6年3月31日(日)



※「歯周病検診受診券」を紛失した場合は再交付しますので、「歯周病検診受診券再交付申請書」を提出してください。
(当組合ホームページ「申請書類一覧」からダウンロードできます。)

お問い合わせ先

医療健康課(健康増進係) TEL 029-301-1413